

第9章 計画の実現に向けて

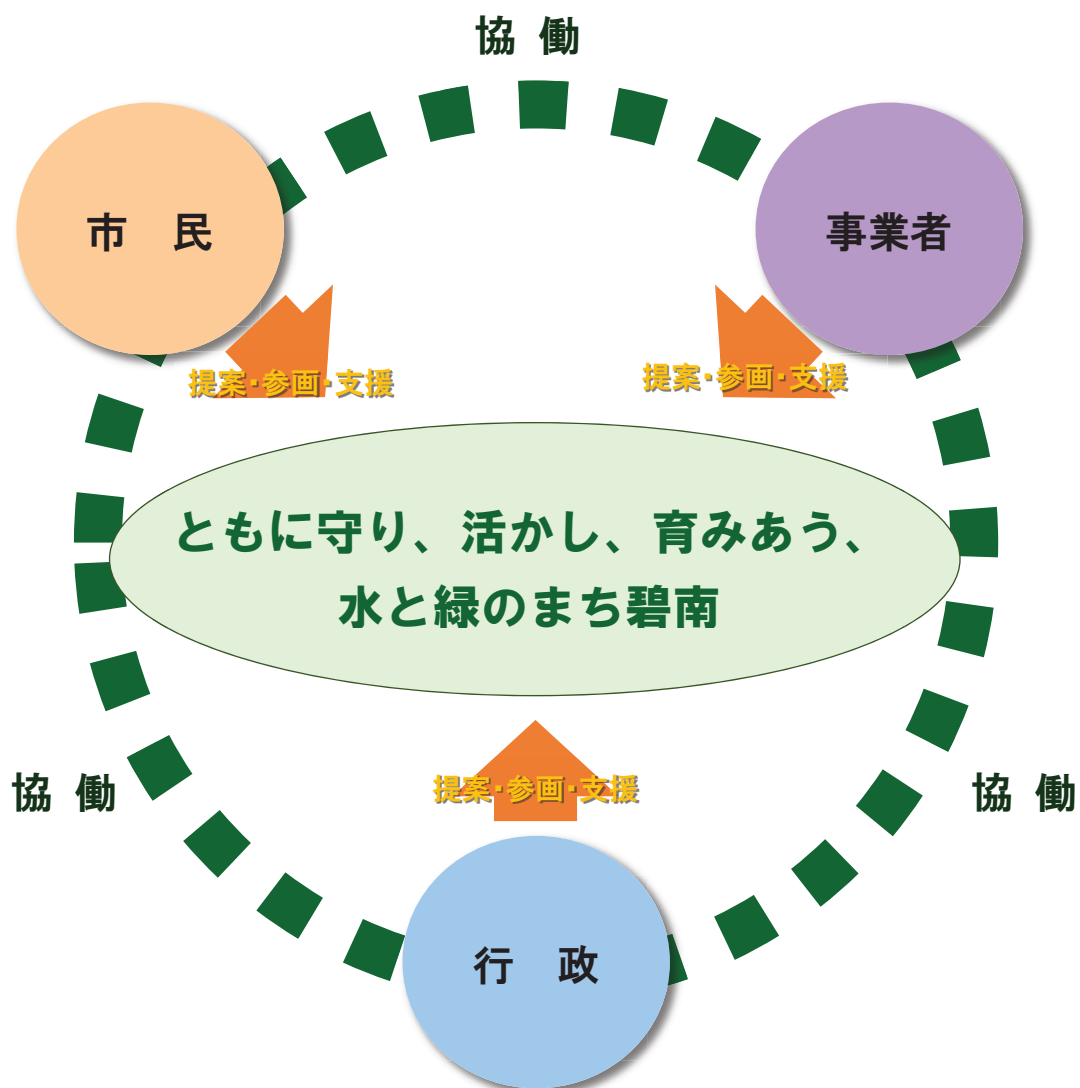
9.1 緑のまちづくり推進体制

(1) 基本的な考え方

緑の将来像である『ともに守り、活かし、育みあう、水と緑のまち碧南』の実現は、市民、事業者、行政が同じ目標に向かって協働して取り組む必要があります。

各主体がそれぞれの意見を出し共通認識を醸成する場を設け、提案・参画・支援し合う協働の緑のまちづくりを推進します。

また、緑のまちづくりの推進にあたっては、ホームページや広報等により本計画を公表し、計画の周知と緑のまちづくり意識の向上を図ります。



(2) 協働によるまちづくり体制の構築

① 碧南市協働のまちづくりに関する基本条例との連携

- 本市では、さまざまな地域課題の解決に向けて、市民のより積極的、自発的なまちづくりへの参加や取組を後押しするため、「碧南市協働のまちづくりに関する基本条例」が平成25年4月1日より施行されています。
- 緑のまちづくりにおける地域課題に対して、本条例に基づく地域まちづくり組織等と連携しながら、ワークショップ等の議論の場を設け、そこに議論を活発化させるのに必要な情報を分かりやすく提供する等の支援を行います。



ワークショップの様子

② 緑のまちづくりへの参加意識の醸成

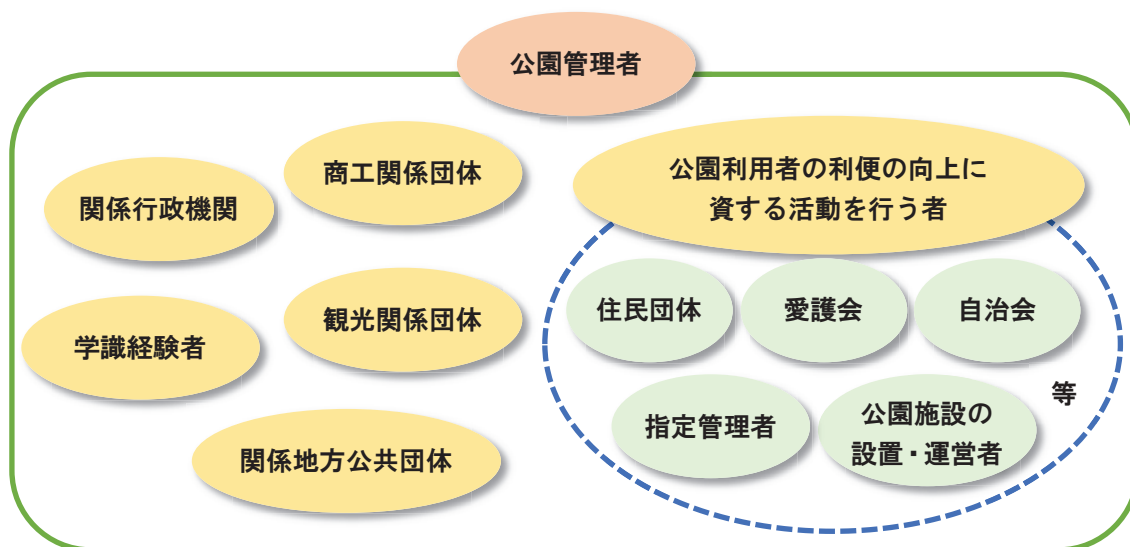
- 本市では、公園等愛護会や花いっぱい活動団体等を通して、すでに多くの市民が緑に関する活動に参加しています。また、市民アンケート調査では、街路樹、公園、花壇等の維持管理ボランティアの参加意向が約60%と高く、市民が気軽に参加できるよう、緑に関する活動の周知と活動に必要な資材や情報の提供を行います。
- 子どもや若い世代が緑に関する活動に関心を持てるよう、様々な年代の市民が気軽に参加できるイベント等を企画し、緑に関する活動への参加意識の醸成を図ります。
- 地区別懇談会（平成30年10月開催）では、地域で取組めそうな活動について話し合いました。「公園の清掃活動」については、比較的公園が少ない西端地区や新川地区で関心が高く、こうした地域性への配慮も必要です。

③ 公園の活性化に関する協議会の検討

平成29年6月の都市公園法の改正により、公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができることとなりました。この協議会は、公園管理者の他、関係機関や地域住民の代表等で構成され、公園の活性化に必要な情報の共有や公園利用上のルールづくり等の協議を行うことが想定されます。

本市においては、協議会設置の仕組みづくりを検討するとともに、緑のまちづくり意識の高い地域等へ協議会設置の働きかけを行います。

【協議会イメージ】



【協議会における協議事項（例）】

- 多様な主体が連携した地域の賑わいの創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- ボール遊び等地域の多様な公園利用ニーズに応じた公園ごとの利用ルール
- 保育所等の設置の検討に当たって、地域における情報共有、調整
- 新たな施設の導入や大規模な再整備を含む都市公園の中長期的な整備方針・計画
- 都市公園ごとの特性を踏まえた都市公園のマネジメントの方針・計画 等



緑のまちづくりへの参加イメージ

9.2 計画の進捗管理

緑地の保全や緑化等の施策を計画的に推進していくためには、計画を適切に評価し管理する体制を整えていく必要があります。

計画の進捗管理においては以下の点に留意し、施策の着実な実施に努めます。

■定期的な市民意識の把握

- ◆市政アンケートを継続して実施し、公園、緑化に関する施策の満足度や優先度を把握し、取組の効果を分析します。
- ◆緑に関するイベントを通じて、公園、緑化に関する市民意向を把握し、施策に活用します。

■目標値等による進捗状況の分析

- ◆PDCAサイクルによる施策の進行管理を行い、計画の実効性を高めます。その上で、概ね5年後を目途に本計画で設定した目標値等の達成状況を評価し、計画の進捗状況を分析します。
- ◆施策の進捗の遅れや、十分な効果が出ていない場合等、施策実施にあたっての課題を明らかにします。

■必要に応じた計画の見直し

- ◆計画の目標年次である2030年（令和12年）までの間であっても、本計画に大きな影響を及ぼすような社会情勢の変化があった場合には、機動的に計画の見直しを行います。
- ◆計画の見直しは、市民・事業者等の参画のもと、評価・分析を行い、必要な見直しを行います。

